

## 補助金申請手続きに対する簡素化対応（案）

第 40 回水源環境保全・再生かながわ県民会議（12/7 開催）において、市民事業補助金の申請団体の立場から感じられる事務の煩雑さについての意見があり、申請書類に係る県民会議委員（学識者）からの意見を参考に対応を検討する。

## ＜県民会議委員（学識者）からの意見＞

**意見）** 募集案内がとても難解。

**対応案）** 現在の募集案内には交付決定後の状況や申請書類の記入例などが含まれており、非常にボリューム感のある募集案内となっているため、申請書類の記入例は申請書と一緒にホームページで公表するなど、新規団体にとって見やすくなるよう募集案内を修正する。

**意見）** 申請時に一挙に提出する内容が多すぎ、負担感が大きいという印象である。公的資金であり、記入すべき内容は異なる。選考会に進んでから、および内定してから提出するものと分ければいいのではないか。

## 【申請時に提出するもの】

- ・申請書、事業計画書（(2)、(5)、(6)を除く）、事業収支予算書、団体調書

## 【選考会に進んだときに提出】

- ・事業計画書の (2)、(5)、(6)

## 【内定後の提出】

- ・役員等氏名一覧表

**対応案）** 申請期間を 1 週間前倒し、申請時に提出するものと申請後に提出するものに分ける。

## 【申請時の提出書類】

- ・申請書、事業計画書（(2)、(5)、(6)を除く）、事業収支予算書、団体調書

## 【申請後の提出書類】

- ・1 月 10 日までに、残りの書類を提出（1 次審査に支障がでるため）